

令和2年度 東京都立久留米西高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

令和2年4月1日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組。

2 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめは、全ての学校・生徒等に起こりうる問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関するこ
- いじめの相談、通報の窓口に関するこ
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関するこ
- その他いじめの防止等に関するこ

ウ 会議

学期に1回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、生活指導担当者、保健部主任、教育相談担当者、担任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめに繋がるような問題について、地域住民による、未然防止や早期発見
- 問題解決に向け、専門的立場からの指導・助言

ウ 会議

学期に1回開催する。また、重大事態が生じた場合、会議を緊急開催する。

エ 委員構成

東京都立久留米西高等学校学校運営連絡協議会委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
- イ いじめに関する講話の実施（全校集会・学年集会の活用）
- ウ いじめに関する校内研修の計画、実施（年3回）
- エ 家庭訪問、学級通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力
- オ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる全員面接（1学年対象）
- イ 定期的なアンケート調査の実施・分析
- ウ 学年会等での情報交換
- エ 学年・学級通信や保護者会の積極的な活用
- オ 定期的な個人面談の実施

(3) 早期対応のための取組

- ア 被害の生徒・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア
- イ 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
- ウ 特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- エ 保護者会などの開催などによる保護者との情報共有
- オ 関係機関、専門家等との相談、連携

(4) 重大事態への対処

- ア いじめを受けた生徒の安全の確保
- イ いじめを受けた保護者への適切かつ真摯な対応
- ウ 教職員への事実関係の報告及び今後の対策の審議、対応
- エ 警察への相談・通報
- オ いじめ対策緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

(1) 東京都教育委員会「いじめ防止教育プログラム」を活用した研修の実施（年2回）

(2) インターネット上のトラブルやいじめに関する研修の実施（年1回）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会での「学校いじめ基本方針」の説明及び協力要請
- (2) 学校評価アンケートの実施・分析

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会での「学校いじめ基本方針」の説明及び協力要請
- (2) 警察・児童相談所との迅速な情報交換
- (3) H Pによる情報発信

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒・保護者・教職員に対する学校評価アンケートに「『いじめは人間として絶対に許されない』との雰囲気が学校全体に醸成されている。」旨の項目を追加する。
- (2) 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。